

令和6年度海岸漂着物組成調査委託業務処理要領

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「海岸漂着物組成調査委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

第1 業務の名称

令和6年度海岸漂着物組成調査委託業務

第2 業務の目的

北海道は四方を海に囲われ、海岸の美しい景観は重要な観光資源となっているほか、様々な恵みをもたらす海は大切な財産であり、本道にとって大きな価値を有し強みであるが、道内の海岸には、自然由来の流木のほか、日常生活に伴って発生したごみ等も多く漂着しており景観保持や土地利用等に支障を生じている。

また、海岸漂着物処理推進法第22条においては、「国及び地方公共団体は、(略)海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」規定されていることから、実効性のある施策を行うためには、漂着物等の実態を継続的に把握することが重要である。

このことから、海岸漂着物等の分布・組成等を調査し、発生源等の検証をする。

第3 業務の内容

(1) 調査対象海岸及び実施時期

ア 調査地点

環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を準拠し、調査地点は、石狩川河口以北の石狩市管内の海岸のうち、石狩川河口から、1 km 程度より離れ、漂着ごみが多く、地域住民等による清掃活動が行われていない、あるいは、頻度が少なく中長期間に渡り継続的に調査可能な調査地点を選定する。

イ 調査時期

「ガイドライン」に示す現地調査は令和6年10月までに実施すること

(2) 調査の方法等

第3の(1)で決定した1地点において、「ガイドライン」に準拠し、1回調査記録等を行うこと。

※ペットボトル、ライター、包装容器類、漁具等について、生産地や発生源を類推できる情報が記載または刻印されている物については、写真撮影や記録をする。

(3) 参考配布する図書等

①令和5年度 海岸漂着物組成調査委託業務報告書

②令和5年度 海岸漂着物組成調査委託業務報告書【資料編】

③NO！ポイ捨て！Make！きれいな海（R4 作成啓発用チラシ）

④きちんとすてよう（R5 作成啓発用チラシ）

⑤上記ほか令和5年度調査に係る「GIS データ及びホームページ作成データ」、「各種図表」

※①～⑤を納めたDVDを貸与します

第4 調査結果のとりまとめ・分析等

- (1) 調査結果とりまとめ
ごみの分布、量、組成についてとりまとめるものとする。
なお、令和6年(2024年)12月末日を目処に、簡易な中間報告書を作成し道に報告すること。
- (2) 発生源類推検証等
得られたごみの組成分析結果を元に、調査地点の利用形態や、各地域で過去に行われた類似の調査結果なども参考とし、漂着したごみの発生源を類推すること。
また、参考配布する「令和5年度 海岸漂着物組成調査委託業務報告書」等の組成等の調査結果と本調査の結果を比較し、考察すること。
- (3) 普及啓発資材の作製
調査結果を踏まえ、道民に対する漂着ごみ発生抑制に資する普及啓発資材を作製すること。

第5 委託期間

令和6年(2024年) 月 日() から令和7年(2025年)3月14日(金)まで

第6 成果品

- (1) 納入成果品
 - ア 業務結果報告書：A4版冊子(400部)、電子媒体(DVD1枚)
※電子媒体については、ホームページ掲載のため、2MB以内で区切りの良いところで複数に分割したファイルも作成すること。
 - イ 海岸漂着物発生抑制啓発用パンフレット：A4版冊子(2,500部)、電子媒体(DVD1枚)
- (2) 納入期限
業務終了後30日以内、若しくは令和7年(2025年)3月14日(金)のいずれかの早い日
- (3) 納入場所
北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課一般廃棄物係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111(内線24-317)
011-204-5198(直通)

第7 業務処理計画等

- (1) 業務処理計画
受託者は委託契約後、2週間以内に本業務を適正に執行するために、作業工程を記載した業務処理計画書を速やかに委託者に提出すること。
なお、業務の遂行にあたっては、委託者と協議しながら進め、計画に変更が生じた場合は速やかに業務処理計画書を修正すること。
- (2) 進捗状況の報告等
受託者は、現地確認及び調査実施等の各段階前の適時に、委託者に実施予定等を報告し、調整を行うこととする。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。